

30庁財第128号
平成30年6月8日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
各指定都市市長
関係各独立行政法人の長

文化庁次長
中 岡 司

(印影印刷)

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律
の一部を改正する法律の公布について（通知）

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が、第196回国会（常会）において成立し、平成30年法律第42号として公布され、平成31年4月1日から施行されることとなりました。

この度の改正は、「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」（平成29年12月8日文化審議会）を踏まえ、過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備するため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るものであり、その主要な点は次のとおりです。

- 1 都道府県による文化財保存活用大綱の策定について定めるとともに、市町村が作成する文化財保存活用地域計画の認定制度を設けたこと。
- 2 所有者等が作成する保存活用計画の認定制度を設けたこと。
- 3 文化財保存活用支援団体の指定制度を設けたこと。
- 4 管理責任者を選任できる要件を拡大したこと。
- 5 文化財保護指導委員を市町村にも置くことができることとしたこと。
- 6 重要文化財等の損壊等に対する罰金の最高額を引き上げたこと。

7 地方公共団体における文化財保護に関する事務を、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が管理・執行できることとしたこと。また、この場合、地方文化財保護審議会を必ず置くこととしたこと。

また、改正法については、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において、それぞれ附帯決議が付されておりますので、これらにも十分留意されるよう御配慮願います。

なお、改正法及び附帯決議については、文化庁ホームページにも掲載しておりますので御参照ください。

また、以下の事項については、文化庁において引き続き検討を進め、改正法の施行までの間に別途お知らせする予定です。

①法改正に伴う関係政省令の整備

②文化財保存活用大綱及び文化財保存活用地域計画並びに重要文化財保存活用計画等に関する指針

③改正法の具体的な内容及び留意事項等に関する施行通知等

以上の点について、関係機関及び域内の市区町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

別添 1 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律概要

別添 2 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律要綱

別添 3 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

別添 4 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院文部科学委員会）

別添 5 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院文教科学委員会）

（文化庁ホームページ）

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/1402097.html>

【本件担当】

文化庁文化財部伝統文化課企画係

TEL : 03-5253-4111（内線 3159）